

アメリカ「クリアビューAI(Clearview AI)」の正体

Clearview AIを常用する移民取締当局(ICE)への納税情報提供の脅威
トランプ政権下、課税庁(IRS)が治安機関に変容
～急がれる顔画像データベース型ビジネスへの法規制

石村 耕治

(TCフォーラム代表委員・白鷗大学名誉教授)

《コンテンツ》

◆はじめに

第1部 Clearview AI(クリアビューAI)を深掘りする

- Clearview AI はどんな企業なのか？
- この企業は何をしているのか？
- 顔画像1枚から個人を特定できる検索エンジンを提供
- ユーザーの大半は法執行機関
- 急成長の秘訣
- なぜこのビジネスモデルが問題視されるのか？
- アメリカでの法規制の現状は？
- 遅々として進まない連邦の包括的プライバシー法制定
- Clearview AI、カナダからは撤退
- EU(欧州連合)での法規制の現状は？
- 日本の法規制下では？
- アメリカでの最近のプライバシー侵害賠償責任事例分析

第2部 問われる IRS と ICE との申告情報共有合意書(MOU)

～トランプ政権下、課税庁(IRS)が治安機関に変容

Clearview AIを常用する移民取締当局(ICE)への納税情報提供の脅威

- トランプ政権、課税庁(IRS)を治安機関に作り替える
- 司法は IRS と ICE との申告情報共有合意書(MOU)に違法判断

- 移民納税者を追い込む還付申告の捕獲トラップ化
- 勤労所得税額控除(RTC/EITC)と移民ステータス
- ITIN・SSNと勤労所得税額控除(RTC/EITC)
- 必要書類不備滞在者の納税貢献と制度的課税差別
- 給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)は「働く者の味方」なのか？

第3部 ブックレビュー

カシミール・ヒル(Kashmir Hill)著『あなたの顔はわたしたちのもの(Your Face Belongs To Us)』を読む

- 顔は何を語るのか:人類史から見た監視の起源
- 創業者ホアン・トン・タット:野心と禁じ手での稼ぎ
- ネット上の顔を網羅的に吸い上げる:技術の核心
- 治安機関が一番の得意先:裏口からの売り込み戦略
- 誤認逮捕と人種バイアス:強まる負の監視
- パンデミックと監視強化:ピンチはチャンス
- 国際的反発と規制:だが、このモンスター退治は至難
- プライバシーの終焉:未来への問い

◆むすびにかえて~いまだアメリカ司法はおおむね健全？

◆はじめに

Clearview AI, Inc.(クリアビューAI社)は、アメリカのスタートアップ企業である。同社は、インターネット上に散在する膨大な顔画像((biometric face data)をAIを使って自動的に収集し、顔写真1枚から個人を特定できるデータベースと検索エンジンの構築にチャレンジする企業として知られる。

そのビジネスモデルは、ネット空間に存在する無数の人間の顔を“データ資源”として収集し、AIによって検索可能な商品へと転換し、収益化する点に特徴がある。

しかし、この顔画像データベース型ビジネスモデルが社会にもたらす影響は、技術革新という枠では収まらない。人間の顔という生涯不変の最も個人的な情報を、本人の同意なく収集・蓄積し、検索可能な形で提供するという発想自体が、従来のプライバシー(人格権)概念を根底から揺るがす。

Clearview AIの手法は、個人の身体的特徴を“所有可能なデータ”へと変換し、監視のインフラへ組み込む行為である。世界規模で進行するデータ監視社会化の構造を加速させる装置として機能しつつある。



(Public use)

この企業の存在は、先端技術が民主社会の基盤である自由・匿名性・人権にどのような影響を及ぼすのかという、避けて通れない問いを突きつけている。アメリカのClearview AIは、進出先の各国で強い反発を招き、批判の矢面に立たされている。すでにアメリカの一部州をはじめ、カナダ、EU、イギリスなどでは利用禁止措置が取られ、規制の網が急速に広がりつつある。

一方、オーストラリアでは、規制当局の連邦情報コミッショナー(OAIC)が、Clearview AIの顔画像収集が2021年にプライバシー法に違反すると認定し、同社に対して画像削除と収集停止を命じた。しかし2024年に、規制当局のOAICは追加措置を見送る判断を下した。違法認定を維持しつつも実効的な規制執行は後退した。政権交代が影響している可能性もある。いずれにしろ、こうした対応は、国際的に強まる規制潮流とは対照的であり、国内外から批判を浴びている。

第1部 Clearview AI(クリアビューAI)を深掘りする

Clearview AI(クリアビューAI)社は、SNS やウェブから本人の同意なく顔写真をAIで自動収集し、数百億枚規模の顔認識データベースを構築した。画像1枚をアップロードするだけで、個人の名前・住所・家族・過去の行動まで、その人物の履歴が瞬時にオンライン表示される。Clearview AI(クリアビューAI)社のデータベースは、全米の警察、FBI、そして国土安全保障省(DHS)傘下の移民・関税執行局(アイス/ICE)などで幅広く利用されている。

こうしたビジネスモデルに法的規制が及ばず、事実上の野放し状態が続けば、応用範囲は急速に拡大するだろう。スーパーのセルフレジや、顔認証付きマイナ保険証カードリーダーといった日常的な装置にも容易に組み込むことができる。



(Public use)



(Public use)

その結果、これらの機器を利用するだけで、店舗や事業者の背後で、個人の顔データが即座に照合され、不特定多数の関係者が、その人物の属性や履歴を覗き見できる環境が生まれかねない。つまり、日常生活のごくありふれた行為が、本人の知らないところで“常時識別可能な状態”へと変質する危険をはらんでいる。

「顔認証」や「顔パス」を便利さだけで受け入れるべきではない。本人がつけを払うことになりかねないからである。実際、フランスをはじめとする EU 諸国では、プライバシー保護の観点から、顔認証を用いたセルフレジの使用が禁止されている。日本の「顔認証付きマイナ保険証カードリーダー」と同等の仕組みは、EU では“そのままの形では導入できない可能性が極めて高い”。理由は、EU が公共空間での顔認証

を原則禁止する方向で規制しているからである。わが国でも、この点は、国会で問われている（[顔認証を強制するもの/マイナ保険証義務化に倉林氏/参院厚労委](#)）。

Clearview AI は、無断収集した顔画像をもとに「プライバシー侵害で収益を上げる」ビジネスモデルで急成長した企業である。しかし、その手法は、民主主義社会が重視する、「人権尊重」や「法と倫理」の理念と真っ向から対立する。どこかトランプ的なビジネス流儀を思わせる側面もある。

当然ながら、Clearview AI は、進出する世界各地から厳しい批判のシャワーを浴びせられている。アメリカの一部の州、カナダ、EU、イギリスなどでは、すでに利用禁止の措置が取られている。

●Clearview AI はどんな企業なのか？

2017 年に設立されたニューヨーク市マンハッタン拠点の AI 開発企業。創業者：Hoan Ton-That（ホアン・トン・タット）[<https://hoantonthat.com/>]とリチャード・シュワルツ（Richard Schwartz）[タットは 2025 年 12 月頃に CEO を辞任。現在は同社のリチャード・シュワルツとハル・ランバート（Hal Lambert）CEO が経営]。出資者：Peter Thiel（ピーター・ティール）系投資ファンドなど。従業員数：30 人前後（2026 年時点の報道）<https://www.clearview.ai/clearview-2-0>

●この企業は何をしているのか？

SNS・YouTube・ニュースサイトなどから無断で顔画像を収集し、生成 AI で稼働するデータベースを構築し、ユーザーに有償で提供するビジネスを展開している。

【表 1】 Clearview AI のビジネスモデル(検索エンジン)

データベース規模： Facebook、Instagram、YouTube、Twitter などの公開画像をスクレイピング[ウェブ情報の自動取得行為]し、100 億～300 億枚以上の顔画像をデータベース化

照合方法： ニューラルネットワーク（Neural Network）【人間の脳の“ニューロン（神経細胞）”の働きをモデル化し、データからパターンを学習して判断・予測を行うための AI 技術】で顔を数値ベクトル化し、類似度検索

検索速度： 数十億件の中から瞬時に照合

利用形態： Web アプリ、API、モバイルアプリとして提供

●顔画像 1 枚から個人を特定できる検索エンジンを提供

顔写真をアップロードすると、→ その人物の公開写真→ 写真が掲載された URL → 名前・住所・職業・経歴・SNS アカウントなどが瞬時にオンライン表示される。

●ユーザーの大半は法執行機関

Clearview AI の主要なユーザーは、FBI、国土安全保障省(DHS)、DHS 所管の ICE/アイス(移民・関税執行局)、多くの地方警察、ウクライナ政府(ロシア兵の特定に利用)など。



(Public use)

●急成長の秘訣

Clearview AI は、バイデン政権下で同社の顔認識技術が人権やプライバシーに与える影響が問題視され、事業環境は厳しかったと報じられている。一方で、同社の経営に加わったハル・ランバートは、トランプ氏の選挙資金を支援した人物として知られる。トランプ政権の移民政策の強化方針と歩調を合わせる形で、同社の事業が拡大したようだ。

Clearview AI の直近の年間経常収益(ARR)は、非上場企業のため公表されていない。複数の報道では、収益はおよそ 2,000 万ドル前後に達しているとされる。収益の多くは、アメリカの国土安全保障省(DHS)傘下の移民・関税執行局(ICE)との契約によるものだ。地方の警察からの契約も大きい。海外でも、治安機関や軍との契約が収益源になっている。一方で、アメリカ国内だけでなく EU 諸国からも、人格権侵害を理由に多額の賠償を求められている。そのため、財務状況は厳しいとの見方もある。

●なぜこのビジネスモデルが問題視されるのか？

(1) 本人同意なしの大量スクレイピング[ウェブ情報の自動取得行為]: ①SNS 利用者は「顔写真が巨大データベースに登録される」と想定していない、②プライバシー権のあからさまな侵害にあたる。

(2) 誤認逮捕のリスク: ①顔認証は特に有色人種で誤認率が高い、②アメリカでは誤認逮捕の事例が複数報告されている

(3) 極右勢力との結びつき: ①創業者周辺に極右的ネットワークが存在

(4) 監視社会化の加速: ①「街中の誰でも即座に特定できる」世界が現実になり、②民主主義・市民の自由への深刻な影響が心配されている。

●アメリカでの法規制の現状は？

Clearview AI(クリアビューAI)のビジネスモデルは、現在の連邦法上はほぼ規制なしで通用している。フリーパスになる背景には、連邦議会には官民双方に適用される

オムニバス式のプライバシー法を制定していないし、そうした方式のプライバシー法を制定する機運が盛り上がらないことがある。

一方、州レベルの法環境は異なる。例えば、イリノイ州は、厳しい生体情報プライバシー法(BIPA=Biometric Information Privacy Act)を制定している。同州において、Clearview AIの事業活動が、裁判になった。裁判所は、同州のBIPAに違反すると判断された。最終的には和解したが、巨額の支払を余儀なくされた[詳しくは後述]。

トランプ 2.0 政権誕生後、連邦の移民・関税執行局(アイス/ICE=Immigration and Customs Enforcement)によるブルーステート(民主党が首長を務める州や自治体)での「必要書類不備滞在者(undocumented migrant)」、いわゆる「不法移民(illegal migrants)」の手荒な摘発が大問題になっている。【*アメリカの公的文書では、おおむね「不法移民(illegal migrants)」の言葉は使用禁止になっている。代わりに「必要書類不備滞在者(undocumented migrant)」が使われる。】

2025年に、移民・関税執行局(アイス/ICE)を所管する国土安全保障省(DHS)は、顔認識技術の捜査目的利用で、Clearview AIと契約を結んでいる。金額はおおよそ920万ドル(150円換算で、約138億円)である¹。

ICEは、ブルーステートの1つであるイリノイ州シカゴをターゲットに、必要書類不備滞在者の大規模な摘発を行った。ICEはこうした摘発に、Clearview AIの顔認証技術を使っているはずである。そうであっても、イリノイ州のBIPA違反を理由にその執行停止を求めることは難しい。なぜならば、BIPAは民間機関のみを対象とする法律であり、官民双方に適用されるオムニバス型の規制法ではないからである。

また、アメリカ法においては、連邦法が州法に優先する原則(Preemption rule)があるからである。つまり、移民・国境管理は連邦政府の専権事項(exclusive federal power)であり、ICEがClearview AIを利用しても、BIPAを根拠に差し止めることはできない。州法によって連邦機関の捜査を制限することは憲法上不可能といえる。

このことから、ICEのClearview AIの顔認証技術の使用にストップをかけたいのであれば、州法ではなく連邦法に基づいて争う必要がある。ところが、現行の連邦法には、この種の顔認証技術の利用を直接規制し得る明確な法的根拠が存在しない。加えて、連邦の現政権は、AI推進を優先している。人権保護の観点から官民双方を対象とする包括的なAI規制法を整備できる状況にはない。

●遅々として進まない連邦の包括的プライバシー法制定

連邦議会民主党は、バイデン政権時の2024年4月に連邦レベルでの民間に適用する包括的なプライバシー保護法の制定を狙いとする法案を提案している。タイトルは「2024年アメリカ人のプライバシー権法(APRA)」([American Privacy Rights Act of](#)

¹ See, Immigration Policy Tracking Project, Biometric Update, USAs pending

[2024 \(APRA\)](#)である。議会上院通商委員会のマリア・キャントウェル (Maria Cantwell) 議員 (ワシントン州選出・民主党)らが共同で提案した²。超党派の議員立法案である。



(Public use)

この法案には、顔認証や AI の利用に関する規制条項を含んでいる。しかし、Clearview AI のような特定企業のビジネスを規制対象とするものではない。もちろん、成立できれば、Clearview AI のような「無断収集＋顔認証検索」モデルに直接影響する可能性が高い。

この法案は、あくまでも民間機関にのみ適用されるモデルである。しかし、プライバシー保護の度合いは EU の GDPR (一般的データ保護規則) に近く、消費者保護を優先する内容になっている。その概要をまとめると、次のとおりである³。

【表 2】 2024 年アメリカ人のプライバシー権法案の概要

法案の目的:

- ・アメリカ「州ごとに異なるプライバシー法 (patchwork)」を標準化すること。
- ・企業による個人データ収集・利用・販売を包括的に規制すること。
- ・消費者に強力なプライバシー権を付与すること。
- ・データブローカーや監視ビジネスを効果的に規制すること。

適用対象:

- ・連邦取引委員会 (FTC) の管轄下にある企業
- ・通信事業者 (common carriers)
- ・一部の非営利団体

※ 小規模事業者やサービスプロバイダーには一部適用除外あり

企業の受忍義務:

- ① データ収集の最小化 (Data Minimization)
 - ・企業は「必要最小限のデータ」を収集できるとどまる。

² [Congressional Federal Data Privacy Proposal sets broad mandates for AI | DLA Piper](#)

³ See, Chris D. Linebaugh *et al.*, “The American Privacy Rights Act,” CRS Report (May 7, 2024).

・目的外利用を禁止する。

② データ販売の制限

- ・消費者は データ販売のオプトアウト権を保障される。
- ・データブローカーによる無断収集・販売を大幅に制限する。

③ センシティブデータの強力な保護

- ・とりわけ、以下は「センシティブ情報」として厳格に扱われる：
 - ・ 顔画像・生体情報(biometric data)
 - ・ 位置情報
 - ・ 健康情報
 - ・ 子どものデータ

④ 消費者の権利(GDPRに類似)

- ・ アクセス権(自分のデータを確認できる)
- ・ 削除権
- ・ 訂正権
- ・ データポータビリティ権

⑤ 透明性義務

- ・ 企業はデータ利用目的を明確に説明しなければならない
- ・ ダークパターン(誤誘導 UI)の禁止

州法との関係(上書き規定):

- ・ 連邦法である APRA 成立後は、カリフォルニアなど州のプライバシー法の一部を上書き(preemption)する。
- ・ なお、この点については、連邦議会内で議論が分かれる。

執行(Enforcement):

- ・ FTC(連邦取引委員会)**が主要な執行機関
- ・ 州司法長官も執行権限を持つ
- ・ 一定条件下で 個人による民事訴訟(private right of action) も可能

連邦議会が、2024年アメリカ人のプライバシー権法(APRA)を制定できたとする。その場合、APRAに盛り込まれた以下の条項は、Clearview AIのような顔画像データベース型ビジネス、すなわち「無断顔画像収集+検索エンジン」モデルをトータルの規制できるようになる。

- ・ 顔画像(biometric face data)の厳格な扱い
- ・ 無断収集の禁止
- ・ データ販売の制限
- ・ 消費者の自己情報コントロール権(削除権)
- ・ 目的外利用の禁止

2024年4月にAPRA草案が公開され、連邦議会委員会審査へ進んだ。しかし、ランプ2.0政権の誕生後、連邦議会の空気が変わる。APRAには超党派支持があるが、州法との整合性や民事訴訟条項をめぐる調整が続いている。APRAは、連邦初の包括的プライバシー法として注目度が高い。26年11月の連邦議会中間選挙の結果によっては、APRAの成立に向けた動きが再始動するのではないかと見られる。

2024年4月にAPRA草案が公開され、連邦議会での委員会審査へと進んだ。しかし、その後の政権交代により、連邦議会内の政策優先順位や政治的力学が変化し、APRAの審議は停滞している。APRAには超党派の支持があるものの、州法との整合性や民事訴訟条項をめぐる調整が続いており、成立にはなお課題が残る。

それでも、APRAは連邦レベルで初めての包括的プライバシー法となる可能性を持つ法案として注目度が高い。2026年11月の連邦議会中間選挙の結果次第では、APRAの成立に向けた動きが再び活発化する可能性もある。

【コラム】 オムニバス式のプライバシー保護法とは

プライバシー保護にあたり、官(行政向け)と民(民間機関向け)を一つの法律で規制するやり方を「オムニバス式」「オムニバス型」という。EUは、オムニバス式である。アメリカやカナダは、官民を別々の法律で規定する方式である。日本は、以前は、米加と同じように別々の方式であった。しかし、2022年の法改正で、オムニバス式を採用した。

EU	官民オムニバス【官民を一つの法律で規制】
日本	官民オムニバス【官民を一つの法律で規制】
カナダ	官民別法体系【民間(PIPEDA)と政府(Privacy Act)】
アメリカ	民間中心【官は対象外】* 連邦も諸州も同様
オーストラリア	官民オムニバス【官民を一つの法律で規制】

EU、日本、カナダでは、プライバシーに関する苦情や不服申立てを、まず第三者機関(行政)が処理する。日本では個人情報保護委員会、EUでは各国のデータ保護機関(ドイツの州DPA、フランスのCNIL、スペインのAEPDなど)が担当し、調査や命令を行う。その結果に不満な場合は、裁判所(司法)に救済を求める。一方、アメリカは大きく異なる。官民を問わず、市民のプライバシー権の保護は、原則として直接の民事訴訟で司法に求める。行政やその独立機関に「苦情・不服申立て→調査→命令」を求めるルートは存在しない。その背景には、プライバシー権の保護は、伝統的に連邦ではなく州が担い、かつ、プライバシー侵害は行政が処理するのではなく、個別の損害として裁判で争うべきとの理解がある。三権分立を重視するアメリカでは、EUや日本のように「司法に代わり行政が市民の権利を護る」という発想は一般的ではない。

●Clearview AI、カナダからは撤退

2020年7月、Clearview AIは、同社およびその製品を警察が使用していたことに対するプライバシーコミッショナーから調査を受けた。その後、カナダ市場から撤退すると発表した。カナダのプライバシーコミッショナーであるダニエル・セリアンは、Clearview AIがスクレイピング[ウェブ情報の自動取得行為]によって収集した生体データの利用を強く非難し、「Clearviewが行っているのは大規模監視であり、違法だ。犯罪に関わることのない何百万人もの人々が、常に“警察の列”に並ばされるような状況は、まったく受け入れられない」と述べた⁴。

2021年6月、セリアン・コミッショナーは、カナダ騎馬警察(RCMP)がClearview AIを使って数百件の違法な検索を行ったことを問題視した。連邦プライバシー法に違反していたと結論づけた⁵。

2026年2月、裁判所は、撤退後もClearview AIのビジネスモデルは、カナダのプライバシー法の適用対象になると判断している⁶。つまり、「カナダは、Clearview AIの監視技術を監視できる」とダメ押しをした。

●EU(欧州連合)での法規制の現状は？

EU(欧州連合)は、個人情報の保護について、一般データ保護規則(GDPR)⁷やAI法(EU AI Act)で厳しい規制を加えている。違反するIT企業には、加盟各国は、EU法を反映させた国内法を通じて、使用禁止命令や制裁金を科すなどで積極的に対応している。

2021年以降、オーストリア、フランス、ギリシャ、イタリア、オランダ、そしてイギリスの規制当局は、Clearview AIのビジネスモデルに対する監視と規制を強めている。

各国は、同社のインターネット上での顔画像収集がEUのプライバシー法に違反すると判断し、特定の申立人のデータ削除命令や制裁金の支払いを命じている。

例をあげると、2024年9月に、オランダのデータ保護当局(DDPA)が、Clearview AIに対し3,050万ユーロ(180円換算で約549億円)の制裁金を科した。同社が本人の同意なく顔データを収集し、違法なデータベースを構築したと判断したためである。EU全域で事実上の利用禁止状態にある。イギリスでは、2021年に情報コミッショナー事務局(ICO=Information Commissioner's Office)がClearview AIに対しイギリス国民の

⁴ https://www.priv.gc.ca/en/opc-news/news-and-announcements/2021/nr-c_210203/

⁵ Boutilier, Alex (June 8, 2021). "[RCMP broke privacy laws in using controversial Clearview AI facial recognition tools, watchdog says](#)". *Toronto Star*.

⁶ See, News, "Clearview AI loses B.C. appeal of findings over facial recognition privacy breaches," *The Canadian Press* (Feb. 19, 2026).

⁷ 石村耕治「EU一般データ保護規則(GDPR)とは何か[前・後]」CNNニュース93号・94号、[CNN-94.pdf](#)、同「EUの顔認証情報利用禁止を含めAI(人工知能)規制案を読む」CNNニュース106号[CNN-106.pdf](#)参照。

顔認証データ処理停止を命じた。続いて2023年には、750万ポンド(200円換算で150億円)超の制裁金と、イギリス居住者の顔認証データの削除命令を出した。

●日本の法規制下では？

Clearview AI のビジネスモデルは、わが国の個人情報保護法上違法となる可能性が高い。理由は、顔認証データの①不正取得、②利用目的の不特定、③本人同意なし、④第三者提供の違法性などをあげることができる。

しかし、仮に Clearview AI のようなビジネスモデルが流行り出した場合に、効果的な規制が期待できるかどうかはわからない。なぜならば、わが国では①AIを使った顔認証の利用実態が不明であり、②AIを使った顔認証を規制する法律がない。加えて、③AI 推進法(2025年)の制定で、人権重視よりも、イケイケドンドンの産業優先の国策があるからである。

わが国の規制当局である個人情報保護委員会の姿勢の問題もある。つまり、この機関は、個人の人格権を護るという本来の使命よりも、個人情報の「利活用」を推進する方向へと重心を移しているからである。また、この規制機関は、スーパーのセルフレジや顔認証付きマイナ保険証カードリーダーのように、顔画像という高度にセンシティブな生体情報(biometric face data)を日常的に収集・流通させる実務が、人格権を侵害し得る行為であるという認識すら十分に持ち合わせていない。そのうえ、自治体システムにおけるマイナンバーの利活用を後押しするために、パブリックコメント手続きを停止する方針を示すなど、規制機関として本来あってはならない姿勢にも大きな疑問符がつくからである

アメリカでは、政府規制を独立した行政機関に任せるのを嫌う。なぜならば、わが国の個人情報保護委員会に見られるように、こうした機関が政府の政策を後押しする“隠れ蓑機関”と化するのをおそれがあるからである。そのため、規制の是非を行政の手に委ねるよりも、司法(裁判)手続によって直接的に争いを解決する仕組みを好む。

【表 3】 AI 規制における EU 法と日本法との比較

【EU】AI 法/GDPR	【日本】AI 推進法/個人情報法
・規制中心(リスクベースのハードロー/実定法)	・推進中心(ソフトロー/ガイドライン+既存法/実定法で対応)
・AI に特化した包括的実定法	・AI 特化法は「推進法」、規制は個人情報保護法、労働法、消費者保護法、独禁法、などで分散
・4 段階(禁止・高リスク・限定リスク・最小リスク)	明示的なリスク分類なし/「法執行機関による顔認証利用」を AI 規制法で縛ってはいない

・基本権保護・人権リスクの事前規制	・イノベーション優先・事後的責任＋自主規制
・EU域内で提供されるAIは世界中の企業が対象(域外適用あり)	・域外適用は不透明

●アメリカでの最近のプライバシー侵害賠償責任事例分析

Clearview AI のビジネスモデルは、アメリカのイリノイ州で厳しく法的責任を問われた。イリノイ州は生体情報プライバシー法(BIPA =Biometric Information Privacy Act)を制定しているからである。BIPA は、次のような形で、生体情報に特化した全米で最も厳しい法律を施行している。

【要件】①事前通知義務、②生体情報の書面による同意取得、③公開ポリシーの策定、④目的外利用の禁止、⑤第三者提供の制限、⑥安全管理措置の義務付け、⑦生体情報の保存期間の制限と適時の破棄、そして⑧個人による私的訴権の付与

Clearview AI の事業活動は、イリノイ州 BIPA 要件を充たしていないとして、裁判になり、違法と判断された。最終的には和解になり、同社は、巨額の和解金を支払うと同時に、同州住民の顔認証データの収集を禁止された。

- ・ 2024年6月:5,000万ドル(75億円)超の和解(SecurityWeek)
- ・ 2025年3月:連邦裁判所が和解を最終承認(Regulatory Oversight)
→ 和解総額 5,175万ドル と報道された。
- ・ 2025年5月:5年越しの訴訟が正式に終結(Biometric Update) [50-million-biometrics-class-settlement.pdf](#)

加えて、アメリカ自由人権協会が主導した訴訟(ACLU v. Clearview AI(2020-2026))では、Clearview AIが イリノイ州住民の顔認証データを収集・販売しないという制限を受けている⁸。本件は、2020年提訴 → 2022年恒久的同意判決 → 2026年まで監視継続という長期の訴訟となった。結果として、Clearview AI のビジネスモデル(無断スクレイピング[ウェブ情報の自動取得行為]+顔認識)は BIPA 違反とされ、かつ民間企業への提供禁止という極めて強い制限が課された。

⁸ See, Cris Burt, “US biometric data privacy lawsuit against Clearview concludes after 5 years,” Biometric Update Com(May 13, 2025) [US biometric data privacy lawsuit against Clearview concludes after 5 years | Biometric Update](#)

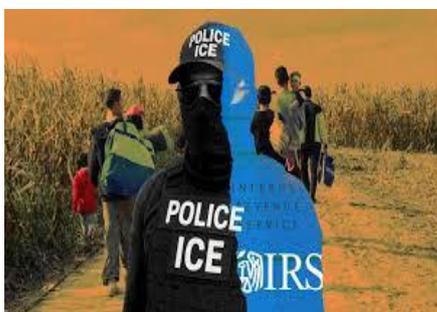
第2部 問われる IRS と ICE との申告情報共有合意書(MOU)

～トランプ政権下、課税庁(IRS)が治安機関に変容

Clearview AI を常用する移民取締当局(ICE)への納税情報提供の脅威

●トランプ政権、課税庁(IRS)を治安機関に作り替える

トランプ 2.0 政権誕生後、2025 年 4 月 7 日に、連邦課税庁である内国歳入庁(IRS/アイ・アール・エス)と移民・関税執行局(ICE/アイス)は、納税者申告情報共有合意書(IRS-ICE Immigration Data-Sharing MOU(= Memorandum of Understanding)を交わした⁹。



(Public use)

トランプ政権は、民主主義を共産主義と揶揄し、人権を蹂躪することをいとわない。そして、課税庁(IRS)の納税申告情報を「移民狩り」に使い出したのである。「課税庁の治安機関化」である。

税制・経済政策研究所(アイテップ/ITEP=Institute on Taxation and Economic Policy)は、アメリカの税制を専門とするシンクタンクである。ITEP/アイテップ は、2025 年に IRS と ICE との間で交わされた合意書(MOU)について、次のような問題点を指摘している¹⁰。

【表 4】 MOU(納税者申告情報共有合意書)の問題点

- | |
|--|
| <p>① 連邦税法(IRC)6103 条が定める納税者プライバシー保護への違反である</p> <p>IRS(内国歳入庁)が納税者申告情報共有合意書(MOU)に基づき、ICE(移民・関税執行局)に対して ITIN(納税者番号)保有者の納税情報へのアクセスを認めることは、IRC 6103 条に違反する。</p> <p>なぜならば、IRC6103 条は、IRS が第三者に納税者の申告情報を提供することを厳格に制限しているからである。</p> |
|--|

⁹ [IRS-ICE-Immigration-Data-Sharing-Agreement-Explainer.pdf](#)

¹⁰ See, Marco Guzman, “RS Cooperation with ICE Will Damage Public Trust, Putting Tax Revenues in Jeopardy,” ITEP Blog (April 30, 2025).

例外的に、法執行機関が非税務犯罪(non-tax criminal laws)の捜査・告発のために納税者の申告情報を求めることを認めるが、この場合には、事前に裁判所の命令を得ないといけないことになっている。

②移民コミュニティの IRS への信頼を毀損し、税収を危険にさらす

申告情報共有合意書(MOU)により、移民コミュニティは、IRS を「移民法の執行に協力する組織」とみなすおそれがある。

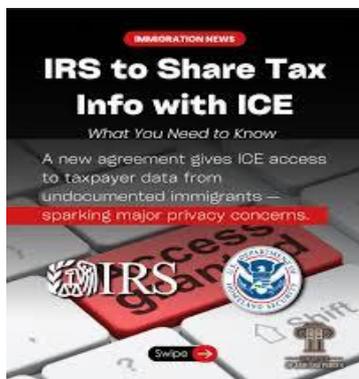
その結果、ITIN 申告者が申告を控え、納税協力(コンプライアンス)が低下し、数十億ドル規模の税収が失われる可能性がある。

つまり、IRS が移民・関税執行局(ICE)と納税者申告情報を共有することは、IRS の信頼性を損ね、税務行政の根幹である「自発的納税協力(voluntary compliance)」に重大なリスクを与えることは避けられない。

③申告情報共有合意書(MOU)による ICE 権限の過度な拡大への懸念

申告情報共有合意書(MOU)により、IRS が ICE に対して国外退去命令対象者や刑事捜査対象者の納税者情報——氏名・住所・税務申告データなど——を提供することは、司法の関与を通じて情報を提供しないといけないとする法的ルールの迂回につながる。

また、「税務申告情報を移民法執行目的に利用しない」という歴史的に確立した IRS の基準にも抵触する。



(Public use)

●司法は IRS と ICE との申告情報共有合意書(MOU)に違法判断

2026年2月、マサチューセッツ州連邦地裁が IRS が ICE に住所情報などを提供することを禁止する命令を出した¹¹。他の裁判所からも、IRS と ICE の情報共有を一時停止する命令が相次いでいる¹²。

¹¹ なお、アメリカの移民関連訴訟では、原告の人権を保護するために匿名化(判例集未搭載に)する場合がある。本件もそうした理由から公開されていないものと推察される。See, News, “Privacy Tip #479 – Federal Judge Says ICE Prohibited from Using IRS Data for Enforcement,” NLR/National Law Review (Feb. 5, 2026).

¹² See, Danny Nguyen & Toby Eckert, “Second judge blocks IRS from sharing taxpayer information with ICE,” Politico (Feb. 5, 2026).

【表 5】 マサチューセッツ州連邦地裁判決の骨子

- ・ 内国歳入法典(IRC)6103 条は、原則として納税者の申告情報(return information)を第三者に開示することを禁止している。
- ・ 例外的に法執行機関に対し情報開示が許されるのは、「裁判所命令を得た場合」に限られる。
- ・ IRS が行政協定/合意書(MOU)に基づき ICE に納税者の申告情報を提供することは、法に定められた例外に該当しない行為である。

このように、IRS-ICE の申告情報共有 MOU は、連邦裁判所の命令で停止させられた。2026年2月の予備的差止命令により、ICE・DHS は IRS 情報を一切利用できない状態が継続している。その後の控訴や政策変更は確認されておらず、現状は「凍結されたまま」と解される。

●移民納税者を追い込む還付申告の捕獲トラップ化

アメリカ移民協議会(AIC=American Immigration Council)は、アメリカ移民制度の改善と移民の権利保護を目的とする非営利・非党派のアドボカシー団体である。

AIC は、2025 年に ICE と IRS の情報共有合意に関する報道が出て以降、移民納税者の間では、強まる監視の足音への恐怖感が高まり、納税申告(還付申告)を控える傾向が強まっている、と指摘する。

「納税申告が強制退去/国外追放につながるのではないか」という不安が広がっているのである。とりわけ、必要書類不備滞在者や正規の移民労働者の間では、「申告すると ICE に情報が渡るのでは？」という懸念が深刻化しているという¹³。その結果、勤労所得税額控除(RTC/EITC)や子ども税額控除(CTC)の利用率が低下し、税額控除の「取り逃し」が移民コミュニティで問題となっている。



(Public use)

¹³ See, News, “Undocumented, Unprotected, and Still Paying Taxes: Tax season raises fear in the immigration community as IRS and ICE agree to work with each other,” Medill News Service (Apr 16, 2025); Steven Hubbard and Micaela McConnell, “Ahead of Tax Day, Fear of Filing Taxes Rises Among Undocumented Immigrants,” American Immigration Service (April 1, 2025).

2023年の分析でも、恐怖感に還付申告の複雑さも加わり、移民納税者のRTC/EITC(勤労所得税額控除)やCTC(子ども税額控除)の利用率が低下したことが示されている¹⁴。

【表6】移民納税者の還付申告敬遠の構図

要因	問題点
恐怖感の増大	IRS(内国歳入庁)とICE(移民・関税執行局)による申告情報共有の報道により、移民納税者の間では、「納税申告＝強制退去/国外追放」のイメージが拡散し、還付申告に対する恐怖感が拡大している。
制度の複雑さ	複雑怪奇なRTC/EITC(勤労所得税額控除)やCTC(子ども税額控除)の適用要件を理解することは、とりわけ英語が得意でない移民納税者には難しく、過誤申告であってもペナルティ(2年間適用停止)の対象となることから、還付申告に消極的になる傾向が拡大している。
心理的圧迫	IRSの治安機関化により、政府機関への個人情報提供そのものへの不信感が加速している。とりわけ移民労働者の間では、還付申告をした末に「過誤申告(加算税+2年間適用停止)」ないし「不正申告(加算税+10年間適用停止)」が問われると、強制退去/国外追放のトリガー(引き金)になるのではないかとする懸念が高まり、心理的圧迫が一層強まっている。
結果	本来であれば勤労所得税額控除(RTC/EITC)で受け取れるはずの給付(還付)を「取り逃す」移民労働者が増加している。

必要書類不備滞在者は、納税申告を行うことでICE/アイス(移民・関税執行局)の標的になるのではないかと不安を抱え、きわめて難しい状況に置かれている。しかし、税務や移民の専門職は、申告しないことの方が深刻な結果を招くと指摘する。むしろ無申告や脱税に対するペナルティが、永住権や市民権などの移民手続に不利に働くためである。

一方で、税務コンプライアンスの履歴(いわゆる「ホワイト情報」)は、遵法精神と納税責任感を示す重要な証拠として評価される。とりわけ永住権・市民権申請においては、「善良な品行(good moral character)」を裏付ける要素として扱われる。

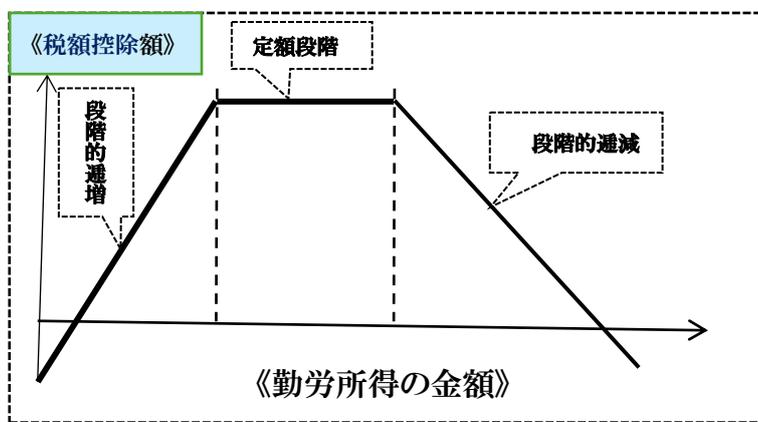
¹⁴ See, News, “Barriers to Tax Credit Education and Take-Up Among Immigrant Communities,” Bipartisan Policy Center (December 15, 2023).

必要書類を不備滞在者(ITINのみ保有する者)であっても、勤労所得税額控除(RTC/EITC)はしなくとも、納税申告を継続することは、将来の移民救済措置やステータス調整の場面で有利に働く可能性が高いといえる。

【表7】勤労所得税額控除(EITC)のデザインの特質

勤労所得税額控除(EITC): 勤労所得金額の増加とともに段階的に逦増(phase-in)した後、一定の勤労所得での段階で定額(flat)になり、それを超えると段階的に逦減(phase-out)し、最終的には消失する給付(還付)つき税額控除(refundable tax credit)を組み込むデザインである。

■納税者の所得と勤労所得税額控除(EITC)のイメージ



●勤労所得税額控除(RTC/EITC)と移民ステータス

給付(還付)つき税額控除を組み込んだ勤労所得税額控除(RTC/EITC)は、働いても生活が苦しい低所得労働者世帯を支援するための制度である(IRC 32条)。しかし、こうした制度PRとは裏腹に、移民労働者の場合、その適用の可否は移民ステータスに大きく左右される。

移民労働者にとって、勤労所得税額控除(RTC/EITC)の適用を受けられるかどうかを決定づける核心的な要件は、「就労許可付き社会保障番号(SSN)」を保有しているかどうかである。

IRC 32条m項は、勤労所得税額控除(RTC/EITC)の適用を受けるには、納税者自身・配偶者・適格子ども全員が就労許可付き社会保障番号(SSN)を持っていることを必須要件としている。したがって、「就労不可(not valid for employment)」と記載されたSSNや、ITIN(個人納税者番号)の保有者は、要件を満たさない。

この要件は、勤労所得税額控除(RTC/EITC)が「合法的に就労する低所得者を支援する」という政策目的に基づくものである。このことから、次のような大きな線引きができる。

- ①就労許可付き SSN(社会保障番号)を持つ合法移民は還付申告で、勤労所得税額控除(RTC/EITC)ができる。
- ②IRS 発行の ITIN(個人納税者番号)のみで就労許可付き SSN(社会保障番号)を持たない必要書類不備滞在者は、納税申告はできるが、勤労所得税額控除(RTC/EITC)はできない。



(Public use)

この大きな線引きに即して、移民ステータスと給付(還付)つき税額控除を組み込んだ勤労所得税額控除(RTC/EITC)適格との関係を少し詳しく一覧にすると、次のとおりである。

【表 8】 移民ステータスと勤労所得税額控除(RTC/EITC)適格との関係

移民ステータス	SSN	RTC/EITC 適格	根拠
アメリカ市民	あり	○	制限なし
永住者(LPR) ¹⁵	あり	○	就労許可(EAD)あり
就労ビザ保持者(H-1B ¹⁶ 等)	あり	○	就労許可あり
DACA(ダカ) ¹⁷ 受益者	あり	○	就労許可付き SSN が発行される

¹⁵ LPR (Lawful Permanent Resident) とは、合法的永住者(永住権保持者)、いわゆる「グリーンカード」保有者を指す。

¹⁶ H-1B (H-1B Specialty Occupations Visa) とは、連邦移民法 (INA=Immigration and Nationality Act) に準拠して発行される永住を前提としない高度専門職向けの一時的な在留資格査証(ビザ)である。

¹⁷ DACA (Deferred Action for Childhood Arrivals) /ダカとは、幼少期にアメリカに連れてこられた若者に対して、強制送還の一時的な猶予と就労許可(EAD)を与える制度である。市民権や永住権を直接与える制度ではないが、合法的に働くことができるという点で、移民政策のなかで特別な存在である。詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017年、税経詳報社)前記・注35、878頁以下参照。

必要書類不備 滞在者	なし (ITINの み保有)	✖	SSN 要件を満たさない
非居住者 (NRA)	状況に よる ¹⁸	原則✖	IRC32条c項1号Dにより適 用除外

●ITIN・SSNと勤労所得税額控除(RTC/EITC)

IRSが発行するITIN(個人納税者番号)は税務上の識別番号に過ぎず、就労許可の証明とはならない。そのため、ITINのみを保有する者は勤労所得税額控除(RTC/EITC)をすることができない。

これは、すでにふれたように、連邦税法(IRC32条m項)に明定されており、財務省規則やIRSの裁量で変更できる性質のものではない。

多くの必要書類不備滞在者は、社会保障番号(SSN)を取得できない。このため、個人納税者番号(ITIN)を使って所得税申告を行っている。税制・経済政策研究所(ITE)の調査によれば、必要書類不備滞在者世帯の50%~75%がITINを使って税申告を行っている。

もっとも、彼らだけがITINを使うわけではない。短期間アメリカに滞在する外国人、アメリカ国内で働く外国人、アメリカ市民の非市民配偶者などもITINを利用する場合がある。

【表9】ITIN(個人納税者番号)とSSN(社会保障番号)の違い

	ITIN (Individual Taxpayer Identification Number)	SSN (Social Security Number)
制度目的	個人納税者番号/税務上の識別を目的とする番号	社会保障制度および合法的就労管理の基幹番号
発行主体	IRS(内国歳入庁)	SSA(社会保障省)
取得資格	SSNを取得できないが、アメリカで納税義務を負う者	アメリカで合法的に就労する資格を有する者

¹⁸ 非居住者(NRA=nonresident alien)は、原則として勤労所得税額控除(RTC/EITC)の適用を受けることができない。ただし、配偶者とともに「夫婦合算申告(MFJ=married filing jointly)」形で連邦個人所得税申告書(Form 1040)を提出し、IRC6013条g項またはh項に基づき「居住者として課税される選択(resident for tax purposes/joint election)」をした場合は、例外的に適用を受けることができる。

移民ステータスとの関係	不問(合法・非合法を問わず取得可能)	就労許可の有無と直接連動
就労許可との関係	就労許可の証明とはならない	就労許可付き SSN は合法就労の証明となる
RTC/EITCの適格性	不適格(IRC 32条により除外)	適格(就労許可付き SSN が必須)

RTC/EITC は「合法的に働く低所得者の所得補償」を目的とする制度である。そのため合法就労を証明する SSN(社会保障番号)の保有を必須とする設計となっている。結果として、必要書類不備滞在者は所得税を支払っていても勤労所得税額控除(RTC/EITC)を利用できず、明らかに税負担と給付の間に構造的な不公平が生じている。

●必要書類不備滞在者の納税貢献と制度的課税差別

必要書類不備滞在者世帯が納付した税金は、多額にのぼる。2023 年を例にすると、次のとおりである。

<p>《必要書類不備滞在者の世帯が納付した税金》 【総額】 898 億ドル(約 13 兆 4,700 億円) 【内訳】 連邦所得税: 558 億ドル(約 8 兆 3,700 億円) 州および地方税が 339 億ドル(約 5 兆 850 億円)</p>

これらの税収は、学校、医療制度、各種インフラ、社会福祉プログラムなど、何百万人ものアメリカ市民が享受する公共サービスの維持に大きく寄与している¹⁹。

重要なのは、必要書類不備滞在者がこれだけ多額の税金を負担しているにもかかわらず、その税金によって支えられる多くの給付を受ける資格を持たない点である。これは制度の趣旨から見ても明らかな差別であり、人権保護の観点からも大きな問題をはらんでいる。とりわけ、低所得の勤労世帯を支援する勤労所得税額控除(RTC/EITC)について、必要書類不備滞在者はこれを利用できない。

適正に納税義務を果たしているにもかかわらず制度の恩恵から排除されている点は、不合理な差別といえる。また、子ども税額控除(CTC)も、子どもが有効な社会保障番号(SSN)を持つ場合に限って対象となるため、混合ステータス世帯に不公平な影響を及ぼしている。

¹⁹ See, Marco Guzman, “Undocumented Immigrants Pay More Than Their Fair Share of Taxes,” ITEP blog.

税制を通じて給付(還付)を行う仕組みは、コスト効率が悪いだけでなく、移民労働者にとって重い足かせとなっている実態が浮かび上がる。税と社会保障・福祉の統合を掲げて設計されたアメリカの給付(還付)つき税額控除を組み込んだ勤労所得税額控除(RTC/EITC)は、移民納税者に対してとりわけ差別的に作用している。

「反移民」の色濃い制度は、格差や社会的分断をさらに拡大させる要因ともなる。租税の「公平」・「簡素」・「効率」原則を踏まえ、バランスの取れた制度に向けた抜本的な再設計が求められる。

【表 10】 複雑なアメリカ連邦所得税上の勤労所得税額控除(EITC)の適用要件

① 就労(勤労所得)要件(work test):

納税者に勤労所得があること(IRC32条 a 項 1号)。「勤労所得(earned income)」には、賃金給与など労働により稼得した所得、および個人事業所得(つまり自営業者税の50%部分を控除した後の自営業者利益)を含む。

2025年度の連邦所得税申告では、勤労所得(AGI)が18,590ドル~59,700ドル[申告資格と扶養子ども数による]未満であること。ただし、この金額には、利子所得、配当所得、年金給付、社会保障給付、失業保険給付、労災補償給付などは含まない。

子ども数	控除最大額(2025)	単身者/単身世帯の勤労収入限度額	夫婦合算申告の場合の限度額
0	\$617	\$18,950	\$25,450
1	\$4,229	\$44,100	\$50,600
2	\$6,998	\$49,750	\$56,250
3以上	\$8,046	\$53,200	\$59,700

*例えば、2025年申告では、夫婦の総収入額(AGI)が、50,600ドル以下、扶養する子どもが1人の場合、最大で4,229ドルの税額控除(EITC)を受けられる資格がある。

② 投資所得制限要件(means test)

「非適格所得(disqualified income)」「投資収入/investment income)」、つまり、①総所得(AGI)に含まれる利子や配当、②当該年に受け取ったまたは発生した非課税利子、③賃料またはロイヤルティ、④株式その他の資産の譲渡益(キャピタルゲイン)などが、2025年申告では、11,950ドル以下(2026年度申告では12,200ドル)以下であること(IRC32条 i 項 2号)。

③ 夫婦個別申告(MFS=married filing separately)でないこと:

つまり、納税者の申告資格が、夫婦合算申告(MSJ= married filing jointly)、適格寡婦/寡夫、特定世帯主(head of household)、単身者(single)であること(IRC32条 d 項)

- ④ **社会保障番号保有者であること**：
納税者、配偶者および配偶者の子どもが社会保障番号(SSN-Social Security Number)を保有していること(IRC32条c項1号E・F、32条m項)。
- ⑤ **外国税額控除(様式2555)をしていないこと**(IRC32条c項1号C)。
- ⑥ **納税者は当該課税年を通して非居住者でないこと**
つまり、合衆国市民または居住者であったこと(IRC32条c項1号D)。
- ⑦ **課税年が12か月未満でないこと**(IRC32条d項)。
- ⑧ **納税者に適格子どもがない場合には、25歳以上65歳未満であること**(IRC32条c項1項A・ii・II)。
- ⑨ **納税者に適格子どもがいる場合には、扶養する子どもは、19歳未満、24歳未満の学生または障害者であること**(IRC152条c項3号A・i・iiおよびB)。

● **給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)は「働く者の味方」なのか？**

アメリカでは、働いても生活が苦しくとも、この面倒な給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)を受けない人たちが多くなっている。制度の複雑さや申告負担の大きさが壁になっているためである。多くの懸命に働いても生活が苦しい人たちが本来受け取れるはずの給付(還付)を逃している。この現状を座視できないと見た市民団体は、RTC/EITC 利用促進キャンペーンを展開している。

【表10】 市民グループによる RTC/EITC 利用促進キャンペーン例



アメリカ人世帯の20%はEITC 還付申告をすれば自由に使えるお金をもらっていないのです
あなたもそうなってはいけません！

(Public use)

アメリカ人世帯の20%は、給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)の還付申告をしていない。

アメリカ連邦個人所得税の2024年申告(2023年分)を例にすると、約2,600万世帯が、連邦のRTC/EITC関係の還付申告をしている。しかし、過誤還付、過大還付などが原因で、生活者が税務調査に会う比率は例年25%前後にもものぼる。RTC/EITCの「複雑さ」がその最大の原因である。

とりわけ、移民労働者は還付申告をためらう。なかでも、必要書類不備滞在者は深刻だ。過誤申告や虚偽申告を疑われると、その情報がICE(移民・関税執行局)に共

有される可能性がある。一度共有されれば、追跡の対象になる。最悪の場合、国外退去につながりかねない。

【表 11】 RTC/EITC の複雑な適用要件の「負の効果」

複雑な適用要件は、「税制簡素化の目標」に著しく反する！

① AI 申告チェックで、EITC 申告をした働いても貧しい納税者のおおむね 25%超が、毎年、過誤申告・不正申告を理由に、課税庁 (IRS) の税務調査対象に抽出される！

② AI 税務調査対象選定に使われるアルゴリズム (情報処理手順) は非公開であり、不透明さが問われている！

③ 税務調査が長引くと、還付が遅れ、生活困窮者の困窮度に拍車がかかる！

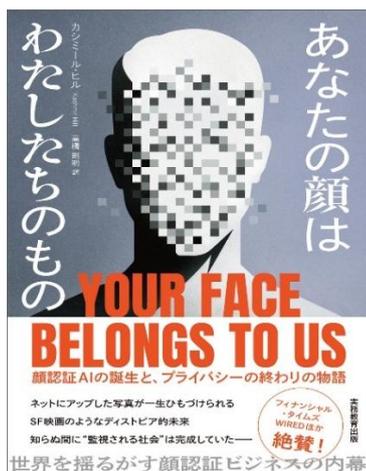
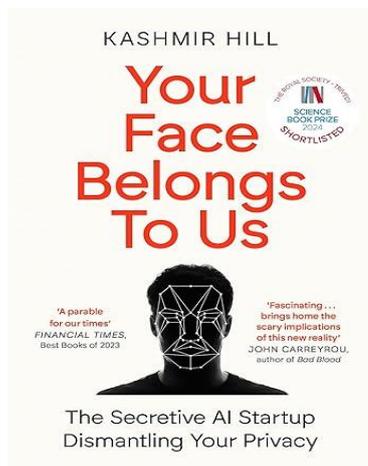
《厳しいペナルティ》 過大還付の場合：返納 + 加算金 (税)

⑤ 納税者は、単純な過誤申告 (reckless claim) を問われた場合、2年間 EITC は適用不可 (IRC32 条 k 項 1 号 B・ii)！

⑥ 一方、虚偽申告 (fraudulent claim) を問われた場合、10年間 EITC は適用不可 (IRC32 条 k 項 1 号 B・i)！

第3部 ブックレビュー

カシ米尔・ヒル(Kashmir Hill)著『あなたの顔はわたしたちのもの(Your Face Belongs To Us)』(2023年刊)を読む



日本語版: [高橋則明訳、実務教育出版、2,750円]

『あなたの顔はわたしたちのもの(Your Face Belongs To Us)』は、ニューヨークタイムズの記者、カシ米尔・ヒル(Kashmir Hill)が、「Clearview AI / クリアビューAI」のビジネスモデルを丹念に検証し、その全貌を紹介した書物である。

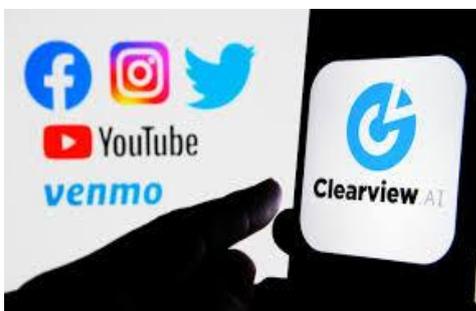
本書は、緻密な調査報道とスリラーのような筆致で、生成AIなど先端技術を利用しプライバシーを食い漁り収益をあげる企業、Clearview AIの危険性を鋭く描き出す。

スマホのロック解除や決済などで本人が自覚して利用する「顔認証」は、撮影した顔と登録済みの顔データとを照合し本人確認をする技術である。これに対し、本書で扱う「Clearview AI / クリアビューAI」は、本人が気づかないまま監視カメラなどの映像をデータベースと照合し、瞬時にその個人を特定し詳細な履歴を表示する驚異的な

「顔識別」技術である。この技術は、法的規制がなく野放しにされれば、スーパーのセルフレジ、顔認証付きマイナ保険証カードリーダーなどにも応用できる。

著者ヒルが明らかにするのは、SNS からの無断スクレイピング[ウェブ情報の自動取得行為]だ。Facebook、Instagram、YouTube などから数十億枚の顔写真を収集し、名前・住所・家族・過去の行動まで紐づけた巨大データベースを構築したスタートアップ企業「Clearview AI」の実像である。

ヒルは、単に「インターネット上のすべての顔を吸い上げ、誰でも特定できる検索エンジンを開発した危険な企業」を描くだけではない。人間が「顔から他者を読み取ろうとしてきた」歴史にまで踏み込み、顔認識技術が現代社会にもたらす深刻な問題を浮き彫りにしている。



●顔は何を語るのか:人類史から見た監視の起源

著者のヒルは、顔認証技術が突如現れた革新ではなく、「顔から人を読み取ろうとする」人類の長い欲望の延長線上にあることを示す歴史を語る。古代ギリシャの哲学者が顔を「人格の窓」と捉えた思想から、19世紀のガルトンによる優生学的分類、犯罪者の顔を体系化しようとしたベルティオン法、さらには20世紀の監視カメラの普及まで、顔は常に権力と結びついてきた。1960年代にはCIAが自動顔認識の研究を秘密裏に進め、冷戦期の監視技術として発展した。ネット上の全顔を吸い上げるのは、顔認証が「便利な技術」ではなく、権力が個人を識別し、管理しようとする欲望の歴史的帰結であることを強調する。読者はここで、Clearview AIの登場が偶然ではなく、社会の構造的必然として理解できるようになる。

●創業者ホアン・トン・タット:野心と禁じ手での稼ぎ

ヒルは、Clearview AIの創業者ホアン・トン・タットの人物像を描く[<https://hoantonthat.com/>]。ベトナム系オーストラリア人のタットは、幼少期から天才的なプログラミング能力を発揮し、アメリカンドリームを抱いて渡米する。しかし、初期のアプリ開発は失敗続きで、シリコンバレーの主流から外れた存在であった。転機は、SNS上の膨大な画像をスクレイピング[ウェブ情報の自動取得行為]し、顔検索エンジンを作るという発想に至ったことだ。彼はピーター・ティール周辺の保守系ネットワ

一クに接近した。そこで、政治的・資金的支援を獲得する。著者のヒルは、指摘する。タットの野心が法規制や倫理よりも先行した。「できるからやる」というシリコンバレー的発想が、禁じ手とされる人間のプライバシー(人格権)の境界(壁)を破壊して稼ぐ原動力になった、と。

●ネット上の顔を網羅的に吸い上げる:技術の核心

Clearview AI の技術の核心は、SNS からの無断スクレイピング[ウェブ情報の自動取得行為]である。Facebook、Instagram、YouTube などから数十億枚の顔写真を収集し、個人の名前・住所・家族・過去の行動まで紐づける仕組みを解析する。画像1枚をアップロードするだけで、人物の詳しい履歴が瞬時にオンライン表示される。

著者のヒルは、これは単なる検索技術ではなく、「人間の顔をデータ化し、所有可能な資源に変換する行為」だと読む。Google が法的・倫理的懸念から公開を控えた技術を、Clearview AI は秘密裏に実装したという事実は極めて重大である。つまり、大手 IT 企業(ビッグテック)が法的・倫理的リスクを理由に手を出さなかった領域に、スタートアップ企業があえて踏み込み、そこに商機を見いだしたのである。タブーに挑戦するこの構図そのものが、技術革新と倫理的統制の関係を考えるうえで重要な示唆を与える。

●治安機関が一番の得意先:裏口からの売り込み戦略

Clearview AI は政府と正式契約を結ぶのではなく、警官個人に無料トライアルを頒布する戦略を採用した。これにより、現場の警官が捜査で便利さを実感し、組織全体に自然に広がっていった。FBI も利用を開始し、Clearview AI は「公共安全に奉仕する！」をプロパガンダに急速にユーザーを拡大していった。ヒルは、企業が倫理問題を回避しつつ、国家権力の監視能力強化に参加していく構造を批判的に描く。倫理や人権面での民主的価値観を軽視し、人権侵害を収益に換えることを得意とする民間企業が、罪悪感もなく、国家の監視インフラを実質的に担うという危険性を浮き彫りにする。

●誤認逮捕と人種バイアス:強まる負の監視

ヒルは、顔認証による誤認逮捕の実例を紹介する。とりわけ黒人男性が誤認されるケースが多い。アルゴリズム(情報処理手順)の偏りが深刻な問題を引き起こしている。

Clearview AI は精密度の高さを誇示する。しかし、現実には誤認が情報主体の人生を破壊している。ヒルは、技術の“平均的精度”ではなく、誤認された個人の取返しのつかない不可逆的被害に焦点をあてる。さらに、警察が技術に過度に依存し、捜査の独立性が損なわれる危険性も指摘する。

●パンデミックと監視強化:ピンチはチャンス

コロナ禍(COVID-19)の混乱期、世界各国で監視技術が急速に拡大した。Clearview AIも、このピンチをチャンスに変えるべく、政府機関に積極的に売り込んだ。監視が公共の安全、安心して眠れる社会につながるとPRした。ヒルは、危機が監視の恒常化を招く歴史的パターンを示し、一度導入された監視は撤回されにくいことに警鐘を鳴らす。

●国際的反発と規制:だが、このモンスター退治は至難

EUやカナダは、Clearview AIに法的対策を講じ、プライバシー保護機関や司法が、Clearview AIのスクレイピングを違法と断じてストップをかけた。しかし、技術はすでに広く拡散し、徹底した規制は至難である。ヒルは、法制度が技術革新を後追いつる、あるいは追いついていけない現状を描き出す。

●プライバシーの終焉:未来への問い

最後に、ヒルは、顔という“生涯不変の個人情報”がデータ化されることの不可逆性について論じる。著者は、監視社会の未来は市民の選択にかかっていると結ぶ。ここで、「あなたの顔はあなたのものではなくなる」というタイトルの意味が明確になる。

◆むすびにかえて～いまだアメリカ司法はおおむね健全?

Clearview AIの技術の中心には、SNSからの無断スクレイピング[ウェブ情報の自動取得行為]がある。ユーザーが画像を1枚アップロードすると、人物の詳細な履歴が即座にオンラインで表示される。この仕組みは、近年の技術革新を象徴する存在といえる。同社は、ネット上に散在する無数の顔画像を「データ資源」として収集し、AIによって検索可能な商品につくりあげ、収益化している。

この手法は、個人の身体的特徴を「所有可能なデータ」へと変える行為でもある。そして、それを監視インフラに組み込む。結果として、世界規模で進むデータ監視社会化をさらに加速させている。だが、顔画像データベース型ビジネスの影響は、単なる技術革新では片づけられない。顔という、生涯不変で最も個人的な情報を、本人の同意なく収集・蓄積し、検索可能にする発想自体が、従来のプライバシー(人格権)概念を根底から揺るがすからだ。利便性が高くても、人権を重視する民主政体では、禁じ手を放置することはできない。カナダ、EU、イギリスなどでは利用禁止措置が取られ、規制の網が急速に広がりつつある。

アメリカでも一部の州では司法がストップをかけた。イリノイ州が代表例である。同州は生体情報プライバシー法(BIPA)を制定している。以前から、この種の問題に一定の歯止めをかける法制度を整えてきた。連邦地方裁判所は、2024年6月18

日、BIPAに基づき Clearview AI の顔認証データ収集を違法と判断した(Burke v. Clearview AI, Inc.)。

本来なら、この種の規制は連邦レベルで一元化されるべきである。しかし、トランプ政権下で連邦議会が機能不全に陥る現状では、包括的なプライバシー法の成立を期待するのは難しい。

権威主義的な手法を好む大統領のもとでも、アメリカの三権分立はなお機能しているように見える。2024年6月の連邦最高裁のローパー・ブライต์判決((Loper Bright Enterprises v. Raimondo)や 2026年2月のトランプ緊急経済権限法(IEEPA)相互関税違法判決([24-1287 Learning Resources, Inc. v. Trump \(02/20/2026\)](#))が、その典型例である。また、2026年2月には、Clearview AI を常用する移民取締当局(ICE)と IRS の納税申告情報共有合意書(MOU)についても、連邦地裁が違法として停止を命じた。

このように司法がおおむね健在と考えられるのであれば、顔画像データベース型ビジネスに対しても、司法に抑制機能を期待できる。あらためて、三権分立というルールの重さを感じる。